

随意契約理由書

担 当 課
健康課

契約内容	契約件名	平成31年度館山市特定保健指導業務委託			
	業務概要	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病を予防するため、特定健康診査受診者が生活習慣と健診結果との関係を理解し、自らの健康状態を自覚し、早期に運動習慣の定着やバランスのとれた食生活など、健康的な生活を維持するための生活習慣に係る自主的な取組が実施できるように支援する。			
	契約金額	金2,832,493円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	平成31年3月15日			
	契約期間	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日			
	契約の相手	千葉県千葉市中央区問屋町1番35号 株式会社千葉薬品			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>国民健康保険被保険者の生活習慣改善のための行動変容の支援として、効果的・効率的に特定保健指導を実施できる高い専門性を有する事業者を選定するため、平成31年2月13日に公募型プロポーザルにより業者を選定した。</p> <p>株式会社千葉薬品は、特定保健指導業務の業務実績、研修体制、保健指導の支援内容及び専門性など総合的に評価した結果、本業務の委託先として適していると判断したため、随意契約を締結する。</p>					